

令和2年(2020年)7月27日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

新型コロナ感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書
に対する回答について (送付)

2020年6月9日付でいただきました要望書について、回答をお送りいたします。

【問い合わせ】

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 足立

電話：06-6858-2029 (直通)

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp

豊 都 広 第 3 3 3 号
令和2年(2020年)7月27日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 長内 繁樹

新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書
について (回答)

2020年6月9日付で受け付けました要望書について、下記のとおり回答します。

記

(要望)

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

職員の人員配置については、業務に支障のないよう、さまざまな雇用形態を活用して適正な執行体制を構築しています。

人事課 (電話：06-6858-2019)

(要望)

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(回答)

本市では、国や府の制度の対象とならないところにしっかりと目を向け、生活に支障をきたしている子育て世帯や経営に深刻な影響を受ける小規模事業者など、家計や経済に特に影響を受けた弱い立場の人や事業者への支援を実施しています。

経営計画課 (電話：06-6858-2082)

(要望)

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答)

本市での新型コロナウイルス感染症による家計や経済への影響を鑑みながら、要望の必要性について検討します。

(要望)

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答)

食品の提供につきましては、ご家庭などで余っている食品を持ち寄り、豊中市社会福祉協議会を通じて、子ども食堂やそれを必要とする方へ寄付する仕組みであるフードドライブを実施しています。平成28年度に試行実施し、それ以降、市のイベントや事業者との協働実施を展開するなど事業の推進に努めています。

減量計画課（電話：06-6858-2279）

(要望)

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答)

学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を負担しており、学校給食の無償化は考えていません。

また、学校給食の提供に際しては、添加物の少ない食材を調達するなど、より安全な学校給食の提供に努めるとともに、文部科学省の定める栄養摂取基準を満たし、子供の健やかな成長に資するように取り組んでいます。

休校中の学校給食については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府による緊急事態宣言が発動され、三つの密を避けるために、感染症の拡大防止の観点から学校の給食提供は中止の判断となりました。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

豊中市は、子育て世帯への新型コロナウイルス感染症関連の緊急対策として、生活支援特別給付金（一定所得水準以下の子育て世帯1世帯につき5万円）、子育て応援特別給付金（児童手当の受給対象となっている子を3人以上持つ世帯1世帯につき3万円。第4子以降1子につき1万円加算）を市独自で実施しており、副食費の無償化については考えていませんが、引き続き、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

子育て給付課（電話：06-6858-2252）

(要望)

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

国民健康保険料・介護保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど、保険料の納付が困難な方に対して減免を行っています。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金制度については、国民健康保険に加入している被用者にも、社会保険において既に実施されている傷病手当金と同様に給与などの一部を補償することで、休みやすい環境を整えることが、制度新設の趣旨と考えています。国の財政支援のもと実施していることと併せて、この趣旨に則り、当該制度を実施していきます。

減免や傷病手当金制度の実施にあたり、市ホームページやSNS、広報とよなかを活用して周知するとともに、6月の保険料決定通知書送付時において案内チラシを同封しました。

申し込みにあたっては、ホームページから申込書をダウンロードできるようにするとともに、申込書をお送りし、感染拡大防止のため、できるだけ来庁せず郵送や電子申込（減免）を利用していただけると幸いです。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

保険資格課（電話：06-6858-2300）

今期の介護保険料については、前期計画期間中における第1号被保険者の保険料剰余分を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てたところです。加えて、保険料基準額が高額な設定にならないよう介護給付費国庫負担金は定率とし、調整交付金を別枠で確保するよう、引き続き国へ要望しています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

生活保護の申請書については、個々の相談者が抱える多種多様な課題やニーズを伺ったうえで、制度の趣旨や記入方法を十分説明する必要があるため、申請時にお渡ししています。

なお、申請にあたっては、要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、面接が長時間にならないように配慮しているほか、面談室には飛沫防止シートを設置し、扇風機による常時換気を行うなど、三密の回避に努めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2227）

住居確保給付金について、申請書類一式をホームページに掲載しダウンロードできるようにするとともに、申請手続きの流れやポイントも併せてホームページに掲載し、郵送にて受け付けています。

くらし支援課（電話：06-6858-5075）

(要望)

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(回答)

地域医療構想は大阪府が策定していますが、今後必要に応じて働きかけを行っていきます。

発熱外来については、4月に豊中市医師会協力の下、市内の医科医療機関すべてにアンケートをとり、発熱患者の対面診療が可能かを確認し、その結果について市ホームページにて情報提供を行っています。また、このアンケートでPCR検査を実施できるかも併せて確認を行い、現在、市内医療機関数か所でPCR検査を実施しているところです。今後も引き続き、PCR検査実施医療機関の拡大に向けて取り組んでいきます。

健康政策課（電話：06-6152-7384）

医師会などと連携して帰国者・接触者外来等を整備していきます。

保健予防課（電話：06-6152-7313）

市では「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査」として、不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、検査実施に関する説明を受けたうえで、本人が検査を希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けることができる体制づくりや、妊婦が陽性となった場合の寄り添い型支援について、大阪府や府内の政令市、中核市、産科医療機関等関係機関とともに調整を進めています。

母子保健課（電話：06-6858-2283）

(要望)

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に

戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答)

市民の皆さまの健康を守るよう、新型コロナ第2波などの緊急時に備え、保健所体制の充実を図っていきます。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

(要望)

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答)

3月から複数回にわたって、国、府から市保健所へ配布されたマスクを医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力の下、市内医療機関及び薬局へ配布しました。また、国から配布されたマスクの一部（20,000枚）を介護事業者へ配布するため、担当部局へ引き渡しました。

消毒液については、必要に応じて市内医科医療機関へ配布しました。また、国から配布を受けたガウンや寄付物品のフェイスシールド、レインコートを市内病院及び診療所に配布しました。

今後もマスク、フェイスシールド、ガウンなどが国、府から配布される予定ですので、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力の下、市内医療機関、薬局等に配布予定です。

健康政策課（電話：06-6152-7384）

市備蓄・寄贈のマスクや国などから提供の消毒液を介護事業所へ配布しています。

介護事業所への衛生物品等の配布について、国などへ要望していきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答)

患者、利用者減による収入減及び医療材料の高騰や感染予防対策としての設備投資などにより、経営状況が悪化していると聞いています。市としては国からの支援物資の提供をはじめ、国や府に財政的支援を求めていく予定です。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

市独自事業として介護・障害福祉サービス事業所に従事する方々への給付金の支給などの支援を実施します。

引き続き介護事業など、福祉サービスの継続に向けた支援拡充について、国などに働きかけていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

一般的な中小企業と同様に障害福祉サービス等事業者についても、国の支援制度である持続化給付金を活用いただくことや、独立行政法人福祉医療機構における融資制度を利用いただき、経営困難に対処いただくこととなります。

また、通所系サービスなどについては、今般の新型コロナウイルスへの対応として、自粛等で通所が困難となった利用者に対し、居宅等でのサービス提供が認められており、通常事業所で提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

障害福祉課（電話：06-6858-2230）

(要望)

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答)

子ども・家庭が相談しやすい環境を作るため、「とよなかっ子ダイヤル」、「こども総合相談窓口」を広く周知するほか、新たな手段として、「LINE相談窓口」も今年度中に開設します。

また、周囲の気づきによる虐待予防として、疑いの段階でも早期に通告、相談いただけるよう、市民や学校園等関係機関への周知啓発を継続的に行い、学校園をはじめとする関係機関や地域との連携を進めています。

さらに、保護者のストレス対策のため、子育て支援講座を開催するほか、動画配信も行うなど、様々な取組みを展開します。

こども相談課（電話：06-6852-8448）

庁内関係部局をはじめ、大阪府などの機関で構成するDV防止ネットワーク会議などを通して、関係者が緊密に連携しながら、被害者の早期発見や被害者への支援を総合的に実施しています。あわせて、研修会なども開催し、意識や課題の共有を行っています。

今後も、被害防止には、被害者や家族の状況に応じた支援が必要であることから、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童虐待対応の関係組織と、更なる連携強化を図っていきます。

人権政策課（電話 06-6858-2502）

(要望)

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答)

避難所における3密を避ける取り組みについては、災害の種別や避難勧告などの発令の

状況にもよりますが、まず、避難者同士の間隔をとることができる面積の大きい避難所を開設する予定としています。また、避難所においては、十分な換気を実施するとともに、避難者同士が密にならないように案内したいと考えています。

さらに、市民の皆さまには、避難所への避難のほか、可能な場合には親戚や友人宅などへの避難をご検討いただくよう、市ホームページなどでお知らせしているところです。

なお、災害時の避難所用衛生資材として、手指消毒液やサージカルマスクを既に準備しています。

危機管理課（電話：06-6858-2098）

以上

（この文書に関するお問い合わせ）

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 足立

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp